**平成２８年（フ）第１３号**
京都市伏見区竹田西内畑町４番地　ヴェルドミール205号
債務者　景山　裕史
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６号**
京都市伏見区横大路六反畑61番地　ミローズコート202号
債務者　長谷川彰大
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第３１号**
京都府宇治市広野町東裏86番地　木村ハイツ205号、前住所京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字丸山17番地の１　㈱テクノ・プロバイダー社員寮107号
債務者　空　　和哉
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３号**
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町267番地　フレグランス大宮402、前住所岐阜県可児市緑１丁目220番地
債務者　吉田　友彦
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第６６号**
京都府木津川市梅美台２丁目32番地２　エレガンシア202号
債務者　讃井　麻伊
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８１号**
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地804号
債務者　伊藤　俊男
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８５号**
京都市山科区西野様子見町１番地２　市住２棟353
債務者　森山　和美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８８号**
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地１棟615号
債務者　出口　圭子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第２６１号**
兵庫県宝塚市伊子志３丁目８番３―203号
債務者　中野　啓介
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第１１号**
広島県呉市阿賀中央３丁目12番７―310号
債務者　石﨑　　一
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２７年（フ）第３２３号**
佐賀県小城市三日月町久米604番地３
債務者　陣内　末治
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４号**
佐賀市神野西１丁目５番６号　コーポ岡本101
債務者　嬉野キヨ子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７号**
熊本市中央区帯山２丁目13番50号　西村アパート101
債務者　髙井　　理
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４号**
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1207番地　リーベンハウス５番館105、前住所富山県高岡市横田町１丁目１―11　グランアイビス108
債務者　西尾　千晴
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４０号**
熊本市西区城山下代１丁目11番40号　シティハイツ前田Ａ102号室、住民票上の住所熊本市西区二本木１丁目２番34号
債務者　松本　重隆
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４２号**
熊本市東区尾ノ上２丁目27番１―303号　ヴェルデ尾ノ上
債務者　北薗　佳代
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２２７号**
兵庫県明石市南王子町14番３―307号
債務者　桂　　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係